

平成 16 年度前期期末試験問題

神戸大学法学部 (昼間主コース)

試験日 7 月 23 日 (金) 3 時限

授業科目名	国際法概論
担当教員	濱本 正太郎

以下の対話を読み、問に答えよ。

A : 先生がね、試験に出すのは新しい国際法と古い国際法がどうのこうの、って言うてはったやろ。

B : うん。

A : でもさ、「新しい」とか「古い」って、何なん。

B : 先生に訊いたら？

A : 「教科書読みなさい」って言われた。

B : あの先生、いつもそれやね。実は答えられへんかったりして。で、読んだ？

A : うーん、それがな、英語読むのいややし、日本語の教科書読んでたらな、人によって言うことがちゃうねん。

B : は？

A : たとえばね、藤田先生の『国際法講義 I』やと「現代国際法の形成」が第一次大戦の勃発から始まってんねん。それが、杉原先生の『現代国際法講義』やったら、「現代国際法は、第二次世界大戦後の国際法をさす」。最近出た小寺先生の『国際法講義』なんて、ひどいもんやで。「現代国際法への変化の胎動は、19 世紀中盤以後、既に始まっていた」やて。いつからか、はっきりせんかい！

B : 濱本先生は、『国際法講義』はいい本だ、って言うてはったけど？

A : どうせ読まんと言ってるんや。しがらみとか何とかあるやろ。

B : かもね。でも、そんだけ日本語読む暇あったら、Cassese さんの教科書読んだら？

A : ……。

B : 教科書見たらね、Stage 1 から Stage 4 まで分かれてて、国際法は少しずつ変わっていつて書いてあんなねん。せやから、どこまでが古くてどこからが新しいかははっきりせえへんの。

A : Cassese、逃げとるな。

B : 逃げてんのはどっちや。大体、「はっきりせえ」って言う方が無理とちがう？ 第一次大戦にしたって、第二次大戦にしたって、戦争が始まったか終わった瞬間に国

際法が全部変わるって、おかしいやろ？ 「八月革命説」ってあったやん、憲法で。あれ、変よね。

A：勉強してんなあ。

B：君よりは。せやから、「新しい国際法は何年何月何日に生まれました」って言うのは無理やと思うねん。

A：なに！ そんなら試験どないせえっちゅうねん！

B：落ち着きな。先生早口やから、聞き間違えたんとちゃうのん。「いつから『新しい国際法』が始まったか」やなくて、「『新しい国際法』と『古い国際法』とはどう違うか」が問題やの。

A：なんや。そんなん簡単やんか。

B：わお。大きく出よったな。

A：当たり前や。古い国際法は、戦争やって良かった。新しい国際法は、戦争だめ。ほれ、これで「優」間違いなし。

B：それで何行書くつもりなん。

A：ふくらましたら2ページぐらい書けるやろ。

B：どんな大きな字で書くつもりやねん。なに書くのん？

A：昔は、戦争やっていいか悪いか、判断する機関がなかった。だから、戦争は合法っていうわけではなかったけど、違法とも言えなかった。「無差別戦争観」だって、日本語の教科書に書いてあったで。

B：変な日本語やね。そんな言葉、Casseseさんの教科書にあったかな……。ま、ええけど、「判断する機関がない」ってのは、今も一緒とちゃう？

A：まあな。国連も動かん時あるしな。

B：それに、ほら、神戸大学の初代国際法教授とかいってた田岡先生の本のコピーもらったやん。

A：あったあった。神大の先生も昔はあんなかっこええ文章書いてたんやね。

B：「それが現代国際法との違いです」って。そんなん書いたら0点やね。でも、田岡先生、ほんますごい。「強制的手段によって紛争解決を計ることを否認する以上は、組成員間の紛争を社会の手によって解決する制度を設けなければならない。したがってこの制度は組成員間の武力行使を放棄せしめるための *conditio sine qua non*（絶対条件）であり、これなくして戦争の廃止を企てるのは法律理論上の不可能事を企てることである」。……こんなん言われたら、「はい、そうです」って頭下げるしか、ないよね。

A：せやけど、新しい国際法やと、戦争はあかんのやろ？ 憲章2条4項にも書いてあるし。

B：でも、濱本先生も言ってはったけど、「『憲章2条4項に書いてある』と言うだけでは、田岡説に反論したことになる」でしょ、やっぱ。(1)

A : うーん、どうしたらええんやろ。
B : ここ、きっとポイントの一つやね。
A : よーし。ほかは、どこにヤマはったらええかな。
B : あとは.....あれかな、教科書でも講義でも何回も出てきた community obligations
とかいうやつ。
A : なに、それ？
B : 知らんの！ 君、絶対「不可」やわ。Jus cogens とか、聞いたことないの？
A : ラテン語は最近使ってへんからちょっと忘れた。
B : そういう問題か。条約集にも教科書にも載ってるやん。
A : それがなんで community obligations なん？
B : Community obligations の community って、the international community の
community よね。(2) だからとちゃう？
A : それって、濱本先生の授業並にわからん説明やぞ。
B : わかる人にはわかるの。先生の授業も。
A : うーん、しかし、変な試験やなあ。
B : 人生いろいろ、試験もいろいろ。

問1 下線部(1)について、

- 1-(a) 国連憲章における武力行使の規制とその弱点とにつき述べよ。(50点)
1-(b) それを踏まえた上で、「法律理論上の」立場から田岡説に反論を試みよ。(+)

問2 下線部(2)について、

- 2-(a) Jus cogens につき説明せよ。その際、それがどのような点において community obligations の一種であると言えるのかについても言及すること。(50点)
2-(b) そのほかの community obligations としてはどのようなものがあるか。そして、それらはどのように jus cogens と関係しているか。(+)

注意

- ・ 1-(b)は、1-(a)で合格点(30点)に達している者についてのみ、採点対象とする。
- ・ 2-(b)は、2-(a)で合格点(30点)に達している者についてのみ、採点対象とする。